

第百三十二回
参議院建設委員會會議錄第八号

平成七年三月二十八日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

三月二十七日

青木 薪次君

三月二十八日

山本 正和君

出席者は左のとおり。

委員

合馬 敬君

理事

上野 公成君

委員

吉川 博君

委員

三上 隆雄君

委員

矢原 秀男君

委員

井上 章平君

委員

遠藤 要君

委員

太田 豊秋君

委員

永田 良雄君

委員

松谷 蒼一郎君

委員

小川 仁一君

委員

上山 和人君

第十三部 建設委員會會議錄第八号 平成七年三月二十八日【参議院】

事務局側

常任委員会専門員

駒澤 一夫君

説明員

環境庁大気保全部大気規制課長

柳下 正治君

本日開会に付した案件

○河川法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(合馬敬君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十七日、青木薪次君が委員を辞任され、その補欠として上山和人君が選任されました。

○委員長(合馬敬君) 河川法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回、本案の趣旨説明は聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松谷蒼一郎君 初めに建設大臣にお伺いをいたしますが、今回の河川法の改正につきましては、河川立体区域等の新しい概念を導入いたしました。これまでは従来の形が改正が考えられていたと思いますが、その背景、趣旨等について、大臣から忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

○国務大臣(野坂浩賢君) 松谷先生からお話がありまして、時代の流れとともに土地のあり方、川のあり方も変わってまいりまして、今まででございまして、川がある河川の上も全部そうだったわけでありまして、今度は地下に河川を流す。したがって、上とは縁を切って、上の有効な土地利用をするというところが趣旨でございまして、相手方がわからない場合には監督処分の手続の整備を図る、そういうことの一面を持っております。

その背景と申し上げますのは、河川の立体区域制度、今申し上げましたように二つに割るわけでありまして、市街地の進展に伴って都市における計画的な治水対策が強く求められておりますけれども、上は土地の権利があり、下は川をつくるという二重にしているというふうなふうに考えたわけでございます。したがって、事業用地の取得の円滑化を図る、そういう意味と、適正かつ合理的な土地利用を図りながら河川の整備も管理も適正に推進をしていく、これが背景となっております。上は法律であります。

三番目としては、近年、河川敷の方に自動車の古くなったものやいろいろなものが勝手に投げ捨てられておる、こういう状況でございますので、速やかにこの監督処分の手続によって、河川区域内の船とか、汚れてめめたになったような船がいつかいつかある場合がありますけれども、相手は確知できないという場合は我々としては手続に従ってこれを撤去するということもこの河川法の中にいれて、きれいで豊かな緑の河川というものをつくり上げ、またそういう河川を推進するに当たって土地所有の区分なりそういうことを明確にするためには現在の時点で必要であろう、こういうふうな考えで提案したものでございます。

○松谷蒼一郎君 今大臣からお話がありましたように、今回の河川法の改正は大変画期的な法改正であるというように思っています。そういう意味で、ぜひこれを趣旨に照らして実効あるものにしていただきたいと思います。

ただきたいと思うんです。

河川立体区域という概念はなかなか難しい概念で、通常、区域といえば平面的な広がり部分を区域というように考えるわけですが、読んでみますと、どうもそういうような感じでもないようですね。そういう意味で、この河川立体区域はどういうような地域に指定をし、そしてまたどのような形で指定をしていくのか、それらについて河川局長から。

○政府委員(豊田高司君) 確かに区域という言葉が使われておりますが、従来から河川区域だとかという言葉で一応使っておったわけでございます。今回、河川立体区域という言葉を使つたわけでございますが、この区域は、地下に設けられた河川管理施設などにつきまして、その河川管理施設がある地域の状況を勘案いたしまして適正かつ合理的な土地利用の確保を図ると、ただいま大臣から御答弁ありましたが、そういう必要があると思われる場合に指定するものである。

まず、そういうことでございまして、しからばどういうところで指定するのかということでございますが、一つは、具体的に申し上げますと、地表での放水路、承水路の整備あるいは河道の拡張などが周辺地域の土地利用の状況あるいは土地利用を分断するということなどで大変支障が生ずるおそれのある地域、地域という場所という言葉でも構わないと思っております。それから、計画的な都市的土地利用がもう既になされておりました現在の土地利用をそのまま存続させることが適正な場合、そういう場所だとか地域を考えているわけでございます。

また、しからば河川立体区域の範囲、方法というもののついてございまして、これは河川管理者が公示をして行うということとしておるわけでございます。例えて申しますと、地下に設けられ

ましたトンネル河川について考えてみますと、当然ながら水は上流から下流に流れるわけでございますから、原則としてその上流端から下流端までを対象にいたしまして、その幅と上と下の範囲を定めて指定するというものでございます。

○松谷善一郎君 この区域指定につきましては公示の前に行うのか、それからまた、指定については関係住民というんでしょうか、関係者の同意を必要とするのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(豊田高司君) お答え申し上げます。ただいま申し上げましたような立体区域は、トンネルならトンネルをつくろうと、そういうものにかかわる区域を河川区域として立体的に区域として指定するものであるということは今御説明を申し上げたとおりでございますが、その河川管理施設、トンネルならトンネルが効用を発揮する時点、すなわち当該施設が完成して供用される時点で原則として指定されるというふうに考えておるわけであります。

それから、関係者の同意との関係でございますが、指定の前提となりますその河川管理施設の整備に当たりましては、当然ながらその施設を設置するために地権者から土地に関する権利を取得する必要があるわけでございますので、この施設の整備に当たりましては、原則として地権者の同意を得るということにしておるわけでございます。

○松谷善一郎君 地権者の同意は、これは当然必要だと思いますが、やはりかなり大きな河川トンネルが地下に埋設されるわけですから、地権者以外にも、その周辺の住民に対する影響はかなりのんじゃないか。そういう意味で、ある程度その地域の関係住民の同意を必要とするのじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(豊田高司君) この河川立体区域あるいは立河川というものは、もともとそこにある地表の川が洪水等であふれて大変困る、その地域を何とかしてほしいという強い要望を受けまして、具体的にどのようにしたらいいかということからスタートするわけでございます。当然、地元

の方では、川幅を広げるのも困る、しかし洪水は防いでほしいという、その両方を生かすために地下にトンネルならトンネルを設けるわけでございますから、そのトンネルを設けることによってその周辺の地域は大きい利益を受けるわけでございます。

したがって、その事業計画のスタートにおきまして、当然地元からの要望を受け、その要望を受けまして具体的に計画をするわけでございまして、当然その地域の皆さんに説明を十分して、理解とそれから御協力を得ながら事業を進めることになるというふうに考えておるわけでございます。

○松谷善一郎君 この河川立体区域については、このほか河川保全立体区域、それから河川予定立体区域と三つあるわけですが、この辺の違いと、なぜこういうような区分をする必要があるのか。○政府委員(豊田高司君) ここには三つの区域が先生御指摘のとおりございまして、河川立体区域、河川保全立体区域、それから河川予定立体区域という三つの区域がございまして、

それで、まず河川予定立体区域といえますのは、移転などが困難な工物物ももし築造されますと、後から河川工事をする場合にその施工に支障が生ずるということになりますので、将来、河川立体区域として指定すべき一定の地下あるいはその空間を河川予定立体区域として指定するものでございます。

次に、河川立体区域と申しますのは、先ほど申し上げましたように、その施設が供用された後、その施設を管理するために必要な範囲を指定して行うものでございます。これを河川立体区域と。先ほどのものが河川予定立体区域。

それからもう一つ、河川保全立体区域というのがございまして、これは河川立体区域の周辺でございまして、土地の掘削等が行われますと、その施設の保全に支障が生ずるということが心配されますので、その支障を防止するために河川の立体区域に接する一定の区域、地下または空間を指定す

るということにしておるわけでございまして、保全区域、それから立体区域と予定区域、こう三つがあるわけでございます。

○松谷善一郎君 なかなか難しい区域があるんですが、それはそれとして、こういった地下に設けられます通称トンネル河川ですね、この耐震性はどうか。

○政府委員(豊田高司君) 今回の地震でも地下のトンネルの耐震性というのはいろんな点から議論されたことは承知しております。また、実際に現地の状況等も見てみましても、壊れたものもございまして、壊れなかったものもいろいろあるわけでございます。

一般的に神戸地域にも地下河川がたくさんあるわけでございます。これを一つ一つ見て調査しておるわけでございますが、現在のところ、河川としての機能を失うような特段の被害は生じていないということがわかっております。あれだけの大地震でございまして、ひびが入ったとかあるいは入口の擁壁が崩れたとか、あるいは出口の擁壁が崩れたというような被害は生じておりますが、トンネルそのものが陥没して全く用を足さないというような状況のものはございせんでした。

今後、都市内におきまして今考えております地下河川というものは、一般的に言えば深くなる傾向でございまして、神戸の場合は比較的浅いところを通っておたわけでありまして、今後このような河川をつくっていく場合には深くなる傾向がございまして、だんだん深くなるに従いまして、ほぼ均一の地盤中に設置されることになると思えます。そういった場合には、トンネルの振動というものは地盤の振動とほぼ同じに動くということが言われておりますので、地震の影響は大きくないのではないかと考えているところでございます。

ただ、今回の地下河川の耐震、今回の地震等につきましては耐震設計というものが必要でございまして、これは他の地下構造物との関連もございまして、今後これらの調査結果や耐震設計の見

直しの動向を踏まえながら十分検討してまいりたいと思っておりますのでございまして。

○松谷善一郎君 このたびの阪神・淡路大震災では、地震発生時の火災、これに対する消防用水が大変不足をして、そのため火災が非常に拡大をいたしましたというようなことがあります。また、あわせて上水道をやられまして生活用水に非常に困った、そういうようなことがあります。そういうようなことから考えますと、この地下河川をそういった用水に使用するということはどうなのかなと思うんですが、いかがでございましてか。

○政府委員(豊田高司君) 今先生御指摘の点でございますが、今回、阪神・淡路大震災の状況を見てみますと、たまたまトンネル、地下河川の出口のところでも小さい崩落がありまして、そこから上流に少し水がたまりました。幸いその水が消火に役立った、こういうケースが一つありました。この川の中に臨時的に水をためる、あるいは臨時に川においてける、あるいは消防ポンプのようなものを入れるものがあるということは大変役に立つのではないかとということを経験した人もおっしゃっていました。

したがって、今回の地震を参考といたしまして、今後つくることになります地下河川についても、何とか震災時の緊急用水の備蓄として使えないものかということでも検討し、それは大きなことであると思っておりますのでございまして。

それで、実はこの地下河川というのは、本来の目的は降った雨を周囲にはならんさすことなく海まで持っていくというのが本来の目的でございまして、雨の降るときには原則としてそこは空にしておかなければならないわけでございまして。ただ、雨の降るとき降らないときというのは、地震が全くわからないというほどわからないわけではありませんが、ある程度わかっておりますので、例えば十月から六月、五月ぐらいまでは大きな雨は降らないというふうなこともわかっておりますし、あるいは台風が近づいてくるまでは大きな雨は降らないというふうなこともわかっております

から、そういう気象情報の精度の向上と相まちまして、有効利用というのは大変有効ではないかというのを考えておるわけでございまして、震災時にも消防、特に消防用水としてこれは十分可能だと考えております。

これを飲み水までに使えるかどうかというのは、その地域地域の状況によりましてどういう水質のものがたまるかということを一一つ個別に検討しなければなりません。また、飲めなくても、洗濯だとか何かに使えるのではないかとしようなどとも含めまして、川ごとの特性に応じましてそういうことを検討してまいりたいと思っております。

○松谷 薫一郎君 河川法関係の質疑はこれまでにしておきまして、次に雲仙・普賢岳災害についてお伺いしたいんですが、雲仙・普賢岳噴火災害区域においてかなりの期間、現在大きな火砕流が出ていない、比較的鎮静をしている。したがって、こういう時期をつかまえて建設省で計画しております導流堤の工事等を迅速に一挙にやるということは計画できないものかどうか。

○政府委員(豊田高司君) 今先生御指摘のとおり、雲仙・普賢岳の火砕流はここしばらく大変減少しておるの事実でございます。気象庁の雲仙岳測候所の観測によりますと、最近の火砕流の発生状況について見ますと、一月は五日と十日の二回でございました。それから、二月は十一日の一回、三月はきのう現在まででゼロ回ということ、年が明けましてから三回ということ、過去の発生状況から比べてみますと、例えて申しますと、去年の今ごろですと一月は七十五回、二月は八十回、三月は十回というようなことで、もう明らかにがくつと減っておりますのは御指摘のとおりでございます。

しかし、この雲仙・普賢岳の火山活動というもののについて、九州大学の島原地震火山観測所の先生によりまして、まだ依然継続をしておると、しかも第十一溶岩ドームというのがまだ残っております。横から見るとオーバーハングしたような形

で残っておりますわけでございまして、これがいつ落ちるか分からない、大規模な崩落の危険があるというところで、今後とも十分注意をしないという注意をいただいております。

したがって、砂防工事を一生懸命早くやらなければならぬわけでございまして、監視、避難体制の整備というものが大事だということで、これに対する十分な安全対策を講じながら実施しなければならぬという状況でございます。

平成七年度は、このような安全対策を十分施しながら、まず水無川の導流堤の整備を継続いたします。その一方で、島原鉄道もつけかえなければならぬので、このつけかえ等を行いつつともろの復興対策に着手をするわけでございします。さらに、警戒区域で何とか安全に施工するためにはどうしたらいいかということで、二、三年前から無人化施工技術というものを研究しております。したがって、これがどうにか使えるところまでまいりました。したがって、この無人化施工技術を活用しながら上流の一号砂防ダムに新規に着手し、一刻も早く完成させたいと思っております。

今後とも早期復旧に向けて最大限の努力をしなければならぬ。また、そのつもりでございます。○松谷 薫一郎君 火砕流の災害を防止するための導流堤であるわけですから、一月にわずか一度ぐらいいろんな火砕流が出ないときはばつと工事をやって、それでちょっと危なそうだったら逃げるとか、そういう機を見て敏に工事をやってみてええないだろうかというのが地元の方の希望でもありますので、ひとつよろしく御理解を賜りたいと思っております。

ところで、もう時間があるまいので最後になりますが、地元のことばかり言って申しわけないんですが、長崎県では佐世保市、それから長崎市、これは福岡も同じですが、依然として漏水状態が続きまして厳しい給水制限が行われているわけです。

これについて、建設省としてこれまでどういう

ような対策を行ってきたのか。それからまた、今後、直近の対策あるいは中長期的な対策をどう考へられているか。これについてお伺いして、私の質問を終わります。

○政府委員(豊田高司君) 今先生の御質問のとおり、長崎県は現在も漏水が続いております。

これは、一つには地形あるいは地理的な条件から流域面積が小さい河川が多いということ、それからまた離島も多いというようなことで、安定的な水資源に恵まれておりません。ということで、過去の例を見ましても、三十九年、四十二年、四十四年、さらに今回に続く大漏水を経験しておりますわけでございまして、抜本的な漏水対策が必要であると認識しております。

まず、何と申ししましても節水というものが大事でございます。そのほか、海水の淡水化だとか、あるいは一度使った、下水道の再利用だとかいう、そういうこともあわせてやっていかなければなりません。

それらとあわせまして、長崎県では、長崎市を水道供給区域といたします雪浦ダムなどの六ダムを完成させておりますが、現在、長崎水害緊急ダムとしてそういう名前前のダムを実施しておりますわけでございします。それから、萱瀬ダム再開発事業、轟ダムなどの八ダム事業を実施中でございします。今回の漏水におきましては、緊急処置といたしまして雪浦ダムの底水の緊急取水を実施いたしました。

また、佐世保市につきましましては、佐世保市に隣接いたします川棚町におきまして石木ダムの建設に着手しているわけでございします。しかし、この石木ダムにつきましましては、県と水没関係者との話し合いが円滑になかなかうまくいっておらないというところで、現在におきましても三分の一の方々からのダム建設に対する理解が得られていない状況でございます。これは、佐世保市などの漏水状況の深刻さに照らしまして、最大限の水源となるわけでございしますから、現在、長崎県で本当に一生懸命地元関係者との話し合いが精力的に進め

られておりますので、建設省といたしまして、この円滑な推進に全面的に御支援を申し上げてまいりたいというふうに思っております。

○委員長(合馬敬君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、山本正和君が委員を辞任され、その補欠として洲上貞雄君が選任されました。

○三上隆雄君 それでは、私からも今回の河川法の改正に伴って、時間の範囲内で質問をいたしたいと思います。

ただいま松谷議員からいろいろ質問がございました。今回の河川法の改正というのは、河川保全立体区域を指定することができると。そして、その指定の範囲を拡大することになったわけでありまして、現行の保全区域とは、建設大臣が、あらかじめ都道府県知事の意見を聞いて、河川管理施設、いわゆる堤防等を管理するため必要最小限として五十メートルの範囲内を指定する。ただし、その場合、地形、地質等によってそれを超える場合もあり得るとい、いわば大まかに言っている法律でありますけれども、今回の保全立体区域は、いわば画期的な改正でありまして、その地下も範囲を広める、空間もまた範囲を広めるという、今までの概念とは大きな違いがあるわけであります。

そこで、一応松谷委員の質問をおおよそ承りましたが、道路法では既に七年前に立体道路制度を実施しているわけでありますから、今回の法改正はむしろ私は遅きに失したのではないかという感じがするわけであります。その必要となつた背景、今までおくれた背景と言つてもいいのか、その点についての御見解をまずいたしたいと思います。

○政府委員(豊田高司君) 背景につきましては先ほど大臣からも御答弁がございましたが、改めまして御説明を申し上げたいと思っております。

この立体区域制度と申しますのは、特に市街化の進んだ場所あるいは既に良好な市街地になっておるようなところにおきまして、市街化が進めば進むほど洪水の流出というものは多くなつてまいります。そういったときに降った雨をどう対策するかということとともに、良好な市街地を形成している土地を有効に使う、この二つの面を同時に解決するためにどういう方法がよいかということと考えられましたものが、それでは地下に川をつくつたらどうかということでございます。

おっしゃいましたように、こういう必要性はこゝし急に出てきたかと言われますと、こういう必要性は以前からあつたわけでございまして、そういう意味ではもつと早くこういう制度でやるべきであつたと言われますと、そのとおりでございます。

そういうことで今回お願いしておるわけでございますが、あわせまして用地の取得がうまくいく、円滑化を図るといふこととともに、先ほど申し上げましたように、土地の合理的な利用ということとともに、都市の中の河川というのとはななかに管理が難しい。例えばごみを捨てられるだとか、いろんな状況があるわけでございます。そういった河川の管理の適正化を図る上からも、河川を地下に設けることは非常に有効なことと思つておるわけでございます。

ただ、こういう自然公物を念頭に置いた従来の河川区域制度というものはなかなかうまくいかない場合があるわけでございまして、その特例措置として地下に設けられました放水路、調整池などの施設につきまして、この区域を上下一定に区切るという河川立体区域を創設したものでございます。こういうことで促進を図りたいと思つておるところでございます。

○三上隆雄君　そこで私は問題に思うのは、今回の改正法律の中で、その地下と空間の一定の行為の制限をするわけでありますけれども、その数値を上げ何メートルで下がおおよそ何メートルというその規定が全くないということは、これから施行する段階で問題がないのでしょうか。先ほども同僚委員が質問されておりますように、相当な深い部分まで施行するとなれば、隣接地に対する影響も当然私が出てくると思ひ、そしてまた地下水の動静についてもいろいろ影響が出てくる。そういう観点から科学的、具体的、数値的な根拠と、数値をあらわすべきだと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(豊田高司君)　この一般の河川保全区域というのにつぎましては、先生から今御指摘ありましたように、原則として五十メートルを超えてはならないということになっておるのはそのとおりでございますが、今回お願いしております河川立体区域あるいは河川保全立体区域につきましては、その地表の河川保全区域とは異なりまして、この指定範囲の限度を法律で定めておられます。

これはどういふことかと申しますと、この立体区域制度の対象となります河川管理施設が、その種類や構造あるいはその施設の設置されます土地の地形、地質、先ほどおっしゃいましたように地下水の状況もこの中に入ると思ひますが、さらに地表部からの深さ、浅いか深いかということによつてもまちまちでございますので、その指定すべき範囲が一つ一つ異なるということで指定範囲を類型化し、そしてその上限を数値で示すということが大変困難であるわけでございます。

したがいまして、いずれにしましても河川保全立体区域の指定に当たりましては、この河川管理施設を保全するために必要な最小限に限りたと思つておるところでございます。そうすることによつて過度な規制の対象にならぬように適正に運用してまいりたい、このように思つておるところでございます。

○三上隆雄君　今局長の答弁もいろいろやこしい答弁をされてる分、これの実施の段階では大変な苦勞が予想されるわけでありますけれども、地上部分のこういう指定なり買収なり、そういう場合にはその建造物ののり面というのも当然あるわけでありまして、この法改正の説明では、直下

というか、垂直にその範囲に入るだけでありまして、隣接地の同意も当然得なきゃならぬし、そこに対する補償というのがあるれば、補償というのも絡んでくるのではないかと、こう思うわけでありまして。

なおまた、先ほど松谷委員の質問に御答弁いただきましたけれども、地権者の同意を得て完成した後に指定するという説明がございましたが、それと実際の地権者が納得するのか、その点についての御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(豊田高司君)　今先生の御質問では、河川区域とその保全区域、二つの御質問でございます。

まず、河川区域、立体河川区域の地上の部分はどうかということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、その地上の人々の理解、了解を得ないといけない。具体的には、その地上の人が話し合つて、地下にあるのに区分地上権というの言葉としてはちょっとややこしいんですが、法律的には区分地上権というものを設定して、地上の人の権利の一部を譲つていただくというふうなことになるわけでございます。

ただ、今先生がおっしゃいました隣の保全区域はどうなるかということでございますが、これは現行の河川区域もそうでありまして、地権者の同意を必要としないというところでございます。

これは先ほどもちよつと申し上げましたが、河川をつくることによる地域全体の公益性というふうなことも考えますと、この河川保全立体区域におきまして権利の制限というものが、その土地の属性からくる内在的制約だというふうに言われておるところでございます。

いずれにしましても、それはいつても、実際の運用に当たりましては、土地の所有者に対しまして過度の規制にならないよう、その河川保全立体区域の指定範囲を最小限のものにしてまいりたい、その範囲内の許可制度の運用面でも過度の規制にならないように十分配慮してまいりたいと思ひます。

うふうに思つておるところでございます。

○三上隆雄君　十分配慮配慮の連発ですけども、はっきり法的にあるいは政令的に規定しておかないと、それはなかなかスムーズに運用できない、こう思うわけでありまして。それについては若干の再検討も必要ではないかと、こう思うわけでありまして。

そこで、この法案の改正を全部マスターしてない質問になるかもしれませんが、空間と空間と地上の問題です。例えば、今までの既成の河川法からいくと、河川の上には物を建設できないという、そういう規制があるわけでありますけれども、今回の法改正で建物の下にトンネル、いわば施設を敷設できるというわけでありますから、現状の河川の水の流出に影響がないと、どなたか、知事でもないしあるいは市町村長でもないし、管理者が判断した場合に、現状の河川の上でそういう公共の施設を建設できるかどうか。それは今回の法改正によつてどういふ影響をもたらしますか。

○政府委員(豊田高司君)　従来の河川改修のやり方でもまいりますと、まず一般的には川幅を広げるなり新しい川をつくる場合には、その地権者の土地を買収するというのが必要でございます。買収するに、当然ながらその買収金額について相手の方とよく話し合つて了解を得て、契約をしてその土地は買収するということになるわけでございます。

次に、土地はもう売りたいくないといった場合に、従来だとどうしておるかというところ、じゃその下の地下を通らせてくださいと。地下を通る場合にはただというわけにはもちろんまいらないわけで、先ほど申し上げましたように、その地上の権利者と話をし、その土地の何割かというものを支払ひして区分地上権を設定するということになるわけですね。

この場合に、従来の河川法の範囲ですと、一たん河川区域が設定されますとその上まで及ぶわけでございます。したがいまして、後から河川が入

この箇所についてつぶさに点検いたしました結果、土できておる堤防でございますから完全無欠ということはありません。一部軽微な損傷が起こったり護岸の亀裂が生じたりというようなこと

とはございましたが、大きな被害は見られなかった。これに比べまして、湾地だとか高水敷だとか、そういったものがないところの下流では三メートルほど大きく沈下したところがあることからあわせ考えますと、この高水敷をつくって多自然型にしたところは比較的丈夫ではなからうかというふうな類推ができるものと思っておるわけでございます。

いずれにしても、地震によって堤防が崩れて海の水あるいは川の水が一瞬に地域に流れ込むというのは、これはもう絶対避けなければならぬということ、堤防の耐震性というものが大変大事だということを考えておるわけでございます。

この淀川の堤防というのは非常に長い歴史の中でつくられてきたものでございまして、こういった長年の経験、地形、地質等の現状をつぶさに調査いたしまして、これを今後参考にしてまいりたいというふうに考えております。

○三上雄雄君 質問の半分よりできなかったというのは、余りにも丁寧な答弁なんで、これからひとつお互い時間を大切にしましょう。終わります。

○矢原秀男君 河川法の一部を改正する法律案に賛成の立場で一点だけお伺いをしたいと思います。

この法律案については、市街化の進展、都市における計画的な治水対策、また必要な用地買収、いろいろの観点の中で進められていっていると思っておりますけれども、私一点だけ伺いたいのは、この河川立休区域制度の中における地下河川型、これは私考えるに土木工学の範疇であるかと思っておりますが、二番目の建物内設置型については建築上のいろいろの態様があるかと思っておりますけれども、ともに耐震を含めて安全性についてはどうなのかということと一点だけ伺っておきたいと思っております。

○政府委員(豊田高司君) 今の御質問は、地下に設けるトンネルなどは土木工学上の問題である

が、建物と一体としてつくられる調節池はどうか、その安全性はどうかという御質問かと思っております。

この地下の調節池と一体となつて、建築物と一体となつて設置されるものにつきましては、当然その地上の建築物の構造基準が適用されるものというふうに思っております。現在のところ、調節池と一体となつた建物あるいは建築物と一体となつた調節池というものは余りその例がございせんが、当然ながら構造物に応じてその基準が適用されるわけでございます。

ただ、この場合に、そのほか水の力というものがプラスされるわけでございまして、従来の建築基準法なら建築基準法プラス水の力というもので設計され、安全な設計がされるものというふうに思っております。

○矢原秀男君 万全を期していただきたいと思っております。

次に、関連をいたしまして、兵庫県内における今回の大震災における河川の被災状況について伺いたいと思っております。

直轄河川、または県の管理河川を含めて、尼崎、西宮、芦屋、神戸と大きな被害を出しているわけでございまして。時間の関係上簡単に結構ですが、まずそのあらましを、被害状況、それからそれに対する対応、お答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(豊田高司君) 尼崎、西宮、芦屋、それから神戸と順番にお答えしてまいりたいと思っておりますが、まず尼崎市でございまして、これは全部で直轄では七カ所ございまして、被害額は十四億円でございます。それらにつきましては、いずれもシートを張るだとか、土のうを積むだとか、亀裂の起きました天端を補修するだとか、応急処置は既に実施済みでございます。引き続きまして、本復旧工事につきましてもこの出水期までに完了いたします。それから、県の管理のものにつきましては二十九カ所ございまして、被害報告額は九十八億円でございます。対応についてはい

ずれも直轄と同じ状況でございまして、特に被害が比較的大きかった中島川、左門殿川、神崎川では仮締め切り矢板ということで応急の工事を六月までに完了することとしております。

それから西宮市内でございまして、ここは直轄でございます。県管理の武庫川などの六十五カ所でございます。三十四億円でございます。これもいずれも同じように応急処置をし、本復旧につきましても災害査定が終わり次第早期復旧に努めることとしております。

それから芦屋市内でございまして、これは芦屋川、宮川の二河川の十五カ所ございまして、二十三億円でございます。これらの被災箇所につきましても、同じように必要な応急対策、本復旧工事を早急に進めてまいることとしております。

最後の神戸市内でございまして、これは新湊川などの三十二河川、八百箇所につきまして被害報告額が百九億円とございまして、これらの箇所につきましては、先ほど来御説明申し上げましたトンネル河川もあるわけでございまして、そういったものを含めまして応急に処置する必要があるものは三月末までに完了することとしております。

それから、特に被害の大きかったところにつきましては、災害査定が済み次第速やかに本復旧に入る予定でございます。比較的被害が大きかったのは塩屋谷川という川でございまして、この放水路、トンネル区間において巻き立てコンクリートに亀裂が発生いたしました。これは応急的に、本復旧工事ではございまして、すぐにやるという意味で応急本復興工事を既に着手いたしまして、これは六月までに完了する予定でございます。いずれの川も全力を挙げて二次災害の防止に取り組んでおるところでございます。

○矢原秀男君 季節的にも非常に懸念されますので、二次災害の起きないようにお願いしたいと思っております。

今御報告いただきました河川の被害の中で、一点だけ再確認をしておきたいと思っております。それ

は、一番被害がつかいののは尼崎の中島川だと思っておりますが、国道二号線から堤防が四キロの被害を受けているように私の調査ではなっております。その中で、満潮時に漏水をする一キロは、堤防の亀裂が非常につかいわけでございまして。(資料を示す)これは私の調査の図面でございますが、堤防についてもこれだけの本復旧をするためには四年かかると思ふんですね。ですから、それまでに漏水がしないように、これはどの災害、堤防を見ましても必ず出ているわけでございまして、建設省の優秀な技術の指導で県に応援をしていただきまして、よろしくお願いをしたいと思っております。

私がそれを言っておりますのは、尼崎市も過去の風水害で、尼崎市の場合はゼロメートル地帯でございまして、昭和九年の室戸台風では最高水位がOPから見まして五メートル十の水が来ているわけで、昭和二十五年のジェーン台風も、最高水位がOPから見まして四メートル三十。これから国のいろいろな手当てによりまして現在のような町づくりができておるわけでございまして、やはり中年以上の方はこういう大被害を知っておりますので、ちよつとしたことでも非常に心配をしておりますので、この点もよろしく御指導、御協力をお願いしたいと思います。

○政府委員(豊田高司君) 今、先生御指摘の中島川などにつきましては、御指摘ありましたように堤防が大きく沈下しております。しかも、一部漏水があるということでございまして、本復旧にはある程度時間がかかりますので、これは淀川でも行いましたように、すぐ鋼矢板で締め切りを行いますと、すぐ鋼矢板が入らないようにするというところ、この洪水期、雨期に備えまして、上流から流れてくる洪水を海に安全に流すということで仮締め切り矢板というものを早急に必要があるということで、これは現在施工中でございまして、これは六月までにやっております。この洪水に対応し、その間、本復旧に向けて工事を鋭意進

めるといふことでございます。一生懸命やっつけたいと思います。

○矢原秀男 よろしくお願いしたいと思ひます。

次に移ります。

これは都市局下水道部の担当だと思ひますけれども、神戸市を中心として下水処理場を中心とする、管渠も含めて大被害が出ておりますけれども、該当する神戸市、西宮、尼崎、芦屋、そしてまた兵庫、簡単に結構でございますので、復旧状況の御報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(近藤茂夫) 先生御指摘のとおり、下水道関係についても、今回の阪神・淡路大地震におきまして相当の被害が出ております。兵庫、大阪、京都に稼働中の処理場が百二十カ所ござい

ますが、被災を受けたのは四十三処理場でございす。ただ、機能に低下をもたらした処理場の被害、これは兵庫県の八処理場がかなりの被害で、処理機能が低下いたしました。このうち、特に東灘処理場につきましては現在も簡易処理でございす。あとの七つにつきましては、仮復旧で従来どおりの高級処理がされております。

東灘処理場につきましては、最終的にポンプ場に集まった汚水を処理場に送り込むいわゆる管渠が壊れて、そのために一時期はそのまま減菌処理をした上で放流されていたわけでございす。二月六日に運河を沈殿池で締め切りまして、そこで沈殿処理、いわゆる簡易処理、そして減菌処理した上で放流しているということで、本格的に高級処理がございすのは五月の初旬になるというふうな考へております。

それから、管渠に関しまして、初期の目視による調査、そして次の段階におけるテレビカメラを挿入しての調査結果、神戸市ではほぼ九割以上それも終わっておりますが、千六百カ所ぐらゐの被害が出てございす、これについては閉塞した部分を排除、土砂を排除したり、あるいはパイパスをつくるということで、現在その汚水の流下機能に支障が出ているという状況では

ございせん。

大体、被害の状況はそういうことでございす。

○矢原秀男 今被害の御報告をいただいたわけですが、一点だけ質問したいと思ひます。

東灘の処理場については、風説では、この震災で千六百カ所の管渠がそれだけで被災を受けているわけですから理解できるわけではございすが、この運河というのはいわゆる容量が五万トンなのか六万トンなのか、仕切った場合です、わかりませんが、排出するものが十萬トン以上ということになれば、これは今寒いからいいけれども、衛生上やっぱり万全な対応を復旧までにしていかなくてはいいけない。

こういうふうなことで、今伝染病が出るとかそういうことではないと思ひますけれども、重ねてその衛生上の対応、その点と、管渠が全体的に千六百も壊れておりますが、それは耐震設計としては今後、技術審議会とかいろいろな検討をされておると思ひますが、しよせん市と県が一生懸命やっておりますけれども、やはり建設省のすばらしい技術陣というものの応援がなければ大変だと思ひますので、その点だけを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(近藤茂夫) まず、東灘処理場でございすが、確かに簡易処理の状況でございすので、いろいろ問題が出てくる可能性はあるわけではございすが、現在排水基準等について定期的に調べておりますが、この地域は瀬戸内海の地域でございすので総量規制もございす。

ただ、幸いなことに排水基準は当然満たしているわけではございすが、総量規制の点について、まだこの地域三十五万トンの処理能力があるわけではございすが、ガスが完全復旧いたしておりません、そういう意味で十五万トンぐらゐしか流入していないということもございまして、総量規制も守られているという状況にございす。

ただ、御指摘のとおり、先生御指摘の心配があるわけではございすので、いわゆる高級処理、仮

復旧によりまして完全に処理場の中をきちつと通った上で、汚泥による曝気された上で排水されるような、そういう高級処理の復旧に向けて万全の努力をしまひたい、このように考へております。

それから、もう一点のパイプの点でございす。確かに、ここはある程度合流式がほとんどなくて、分流式の汚水管の被害でございすので、比較的パイプが太いものが少ないということ、それから設置されている場所がかなり深いということ、ともございまして被害が少なかったわけではございすが、ただ、今後の問題として耐震設計をどうするかということにつきましては、現在検討委員会を設けております。

処理場におきましても、あるいはパイプが被害が大きかったということでございすので、このパイプに関しましては早急に、できれば四月中旬までに新耐震基準、とりわけつなぎの部分について、ねじ曲がつても大丈夫なようにいわゆる蛇腹をつけるというふうなことを考へ方の基本として、新しい耐震設計をできれば四月中旬までに打ち出したい、このように考へているところでございす。

○矢原秀男 よろしくお願いしたいと思ひます。

最後の一点の質問でございすが、環境庁に來ていただいておりますが、兵庫県は例の震災のところで、瓦れき千三萬トンとも千八萬トンとも二萬トンともいろいろな処理が言われておりますけれども、アスベスト中心の飛散の防止、こういうふうなことを各官庁が関係されているわけではございすが、中心でございす環境庁に対応を伺つておきたいと思ひます。

○説明員(柳下正治) 御説明申し上げます。

アスベストにつきましては、既に昭和六十年代の当初の段階で、原則、建物を解体する場合にはあらかじめ除去いたしまして、そして処理をするという原則が、関係の通達ですとかあるいは建設省のマニュアル等で定められております。

今般の震災に伴ひまして、大変に厳しい状況下でこの原理、原則に基づいて処理するということが大変に困難な状況が散見されるようになりましてた。

したがいまして、環境庁にいたしましては、八省庁で構成する石綿対策関係省庁連絡会議というものを開催いたしまして、この会議は従前から設置をされておたのでございすが、この震災に際しまして開催いたしまして、吹きつけアスベストの飛散防止対策を、現場の厳しい状況に応じて実施できる対策の一種の要綱のようなものを策定いたしたところでございす。

細かく申し上げますと、現場では、原則どおり解体できるもの、あるいは既に立ち入り危険でありまうためにできないような建物、あるいは既に全壊されてしまつたような建物、いろいろなケースがございす。それらのケースごとに、原理、原則を逸脱しない範囲で現場で応用できるような手法をまず改めて策定をしたというのが第一点であります。

第二点は、それらの対策が現実に実行されますように、関係官庁が六つほどございすけれども、それぞれ官庁がそれぞれの持ち場持ち場で対策の実施に向けて行ふべき当面の効果的、円滑な対策を定めたこととありす。

幾つか申し上げますと、まず、国の関係する建物についてはこの対策をまずから率先垂範しよう。それから、それぞれの官庁においては、関係する団体あるいは地方公共団体等に対して徹底を図つていこう。それから、吹きつけアスベストが使われている建物の実態の把握を行つていこう。それから、実際にそれらの建物の解体、撤去が行われることの確認をしていく努力をしよう。それから、環境モニタリングを実施しよう。それから、関係官庁、地方公共団体におきまして、これらの問題に関する相談窓口を開設する。こういうこととございすが、このような取り決めを行ひまして、二月二十三日に、それぞれの官庁から地方公共団体あるいは関係団体等々に徹底をし、現

在、これに基づきまして国、地方公共団体、関係自治体が一体となつて対策の推進に努めているところでございます。

○矢原秀男君 私は、アスベストの除去方法を一〇〇%わかっているわけなんです。わかつた上で聞いているんだけれども、原理、原則に対して守られていない、反省をされてきた、こういうような急用のときですから、事実だろうと思います。

ただ、街頭で歩く市民の皆さん、工事をされる労働者の皆さん、いろいろこれはやはり肺がんの可能性というものは医学的にもあるわけですから、これ最後に、建設大臣、時間ございませんで伺いますが、私も現場を見ておりまして、アスベストの除去を一〇〇%という手段ですべきか、私はもう全部わかつているんです。わかつた上で質問しておりますので、今後該当の省庁、これはやはり建設省が一番多くなろうかと思ひますけれども、どうかこの点については注意を、余り喚起し過ぎるとまた町が早く整理できない問題点もありまして、これはやっぱり生命の安全というのが背景にありますので、こういう点も含めて、そしてまた震災における建設省の役割というもの、が非常に大きいのでございまして、今後の復旧対策のために重ねて大臣の御決意も伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(野坂浩賢君) 矢原委員の御指摘のとおり、アスベストの処理方法につきましては、瓦れきの除去等の問題も含めて慎重に対応しておりますが、今後の建築その他については、十分にそれについては注意深く警告をして対処してまいりたいと考えております。

○矢原秀男君 終わります。

○磯村修君 最近、河川を利用したレジャーというのが非常に多様化してきているということから、置き去りにされるいろんな船、あるいは河川地域に放置しておく車両、こういうものが非常に近年目立ってきている。そういうことから、今回の法改正によって、ある一定の手続をしてそれを除去していくということになったのであると思ひます。

○政府委員(豊田高司君) 今御指摘のとおり、河川の水面というものはいろんな立場、方々から利用されておるわけですが、古くから申しますと舟運や漁業というものでございまして、現在ではこれに加えてレクリエーション、スポーツということも利用されております。特に最近では、生活水準の向上によりまして、御指摘のように、余暇時間の増大等によりまして、ボート、

カヌー、ボードセーリング、それからプレジャーボート、水上バイクあるいは水上バスというふうに変遷盛んでございます。

こうした水、水面利用の反面、水際の利用、例えば釣りあるいは水際の散歩、水遊びの場といったような他の水利用との関係で支障を来しておるというのもあるわけではございまして、特にこのプレジャーボートというのは非常に大型なものでもございまして、プレジャーボートの係留が著しい河川では船自身の安全あるいは水際の利用に大変大きな問題が生じてございまして、さらに、放置されたプレジャーボートが洪水時に流出して、洪水の流れを悪くしておたりあるいは橋脚に当たるといふような問題が生じてござい

ます。このようなことで、水面利用あるいは水際の利用が大変ふくそうしておるような川におきましては、憩い、安らぎといったものと、スポーツ、レクリエーションの場、そういう両方の機能を維持増進するといふことが大事だと思つておりまして、御指摘の水面利用というものを、水面利用者それから関係地方公共団体、それからその地域の河川管理者という皆さんから、評議会を設置いたしまして意見を聞いて、全国で現在四つ、御指摘のとおり四河川についてやっております。

今後とも、特に都市部を中心とした川につきましては、積極的に水面利用計画を策定してまいりたいと思つておるところでございまして。

○磯村修君 その点、もう一つちよつと伺つておきたいんですけれども、撤去しますね、撤去した車両とか船、これはどこにどういふふう片づけしていくんですか。

○政府委員(豊田高司君) 朽ち果ててごみ同然あるいはだれが見てもごみだといふものは、別途河川を管理する者が所在の市町村にこれはごみでありますから処理してくださいと言つて持ち込むわけでもございまして、一般には市町村の費用でやつてもらうのが普通なんです、実際はなかなかそうはいきませんで、河川を管理する者の費用で

そこまで持つていくということになつておるようでございます。

ただ、今御質問の、そういうものではなくに一応値打ちのありそうなもの、しかし幾らたつても持ち主があらわれない、放置したままになつておる、その人を探してもわからない、どこに住んでいるかわからないというような場合に、一生懸命探してもわからない場合にはどうするかということ、これは売り払うなり処分なりして、その代金を保管しておいてあらわれたときにお渡しするといふようなことも考えられるわけではござい

ます。そういう権限を法律的に付与をしていただきたいといふことでございまして。

○磯村修君 大変もつたない話なんですけれども、利用できるものは利用できるように、その辺の感覚がよくわからないんですが、大変もつたないような話です。

水不足の話なんですけれども、大変昨年は記録的な暑さで水が足りないといふふうな現象があらちからに起きたわけですね。ことしあたりもほぼつづ心配をするような時期に入つていくわけなんですけれども、今現在の水の状況、それからことしの夏の見通し等について伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(豊田高司君) 渇水の御質問でございまして、これは昨年の十月以降、雨の状況を見てみますと、平年の降雨量をかなり下回つた地域が多々ございまして。特に、二月はごく一部の地域を除きまして雨の少ない状況でございました。

現在、一級河川のうち取水制限をしておりますのは、筑後川、天竜川などの七水系が昨年、それからことしに入りましてから中部の豊川、四国の吉野川などの四河川が新たに取水制限に入りました。

利根川につきまして見てみますと、三月二十七日、きのう現在でございまして、上流のダム群の貯水率が四〇%ということではございまして、この時期といましては平成二年以来の低い貯水率

になってございます。

それから、筑後川水系で見えますと、江川、寺内という二つのダムがございまして、この貯水率が5%ということで、過去最低の貯水率でございまして。

福岡市域でもその他の水源がやっぱり同じように大変状況が悪いということで、これは現在も夜間八時間の断水が続いているという状況でございまして。

今後の雨の状況はどうかということでございまして、長期予想というのはなかなかわからないわけですが、私たちが葉種梅雨、梅雨、あるいは本格的な大雨が出ない範囲でうまくいかに雨が降らないだろうかというふうに期待をしておるところでございます。

〇磯村修君 一番水がないとき問題になるのは、例えば農業用水を生活用水に使えないとか、いろんな水利権の問題があつてなかなか難しい問題もあると思うんですが、昨年は、異常洪水のときには農業用水等余っている水の利用というのはどういふふうになされておりましたか、その辺をお伺いしたいと思うんです。

〇政府委員(豊田高司君) 洪水時におきまして水利調整と申しますか、水の融通し合いというものはどのようにしておるかという御質問でございまして、去年の洪水は、今までも御説明申し上げましたように、一千五百万人に影響したわけでございますが、八地建で洪水調整会議というものをつくりました。まず水利権者の取水調整を行いました。それから、発電者には、発電の緊急放流をお願いする。それから、いよいよとなりますとダムの底水の緊急放流など行つておるわけでございます。

そのうちの水利権者の取水調整についてでございますが、洪水時には農業用水というものは決して余つておるわけではございません。ただ、節水の状況の程度、あるいは我慢を強いる程度というものが工業用水、農業用水あるいは上水道と比べてそれぞれの間に若干の我慢のしどころと申します

すか、我慢のしぐあいというのが少しづつ違ふかと思ひます。特に農業用水につきましては、稲の穂の出る時期かどうか、あるいは実る時期かというところによつて一定ではございませんので、その時期によりましてはうまく調整いたしますと有効に利用することが可能でございます。そういうことで、去年も農業用水の水利組合の方に理解と協力をお願いいたしまして洪水調整を行い、おかげさまでひどい状況が免れた地域もございまして。

去年の洪水の状況を教訓といたしまして、今後とも洪水調整会議がまだ設立していない河川がございまして。これは洪水調整協議会というものを設立していただいたり、それから今お話のございしない農業慣行水利権のまず実態調査をやつたり始めないといけないということで、もともと、もし余剰農業用水が都市用水への転換が可能ということならば、一層合理化、適正化に努めてまいらなければならぬと思つておるところでございます。

それから、申し上げましたように、下水処理水の利用を含めまして、節水あるいは節水型社会の構築をお願いしなければならぬわけでございます。それと並行いたしまして、ダム群の連携事業、洪水頻発地におきましてダムの前倒し実施など、安定的な水資源の確保が必要だと考えておるところでございます。

〇磯村修君 もう一つ伺つておきたいんですが、水利権というんでしょうか、水利慣行権というんですか、どちらが正しいんですか。

〇政府委員(豊田高司君) 法律上は水利権一本でございまして、この河川法が明治二十九年にできたときに水利権というのが法的に確立されたわけでございますが、それ以前に使つていた水を慣行の水利権ということで慣行水利権というふうに俗称しております。

これは、慣行水利権という権利があるわけではございませんで、河川法ができた以前から水利利用が行われていたもの、これは特にほとんどは農業用水でございまして。例えば、見沼代用水はその後の

正式の水利権になつておりますが、古いものは弘法大師がつくられた井堰というものもまたあるわけでございます。大変古いものから明治、それから例えば北海道というようなものは古い水利権がございまして、ほとんどが水利権という意味でございまして。申し上げましたように、俗称、慣行水利権と呼んでおりますが、法律上は許可水利権と区別しておることでございまして。

〇磯村修君 終わります。

〇上田耕一郎君 河川法改正についての趣旨には賛成です。新しい土地取得が困難な都市部で洪水対策が進みますよう心から期待したいと思ひます。

先ほどの局長答弁で、これまで地下河川の上は建物が少ない道路がほとんど多いと言われましたが、そうすると、これまでの河川区域、河川保全区域、河川予定地だった区域で今度の新しい立休区域に切りかえるというところがあるんですか。あればどのぐらいあるでしょうか。

〇政府委員(豊田高司君) 現在あります地下河川について新しく立休区域に設定するものがあるかどうか、そういう御質問と考えると答えたいと思ひますが、例えて申しますと、道路の下を通つておる場合には現在では立休河川区域としては定めておりません。ところが、道路管理者から道路の今後の利用を考えてそこを立休河川区域にしてください、上は権利を外してくださいという申し出があれば、私たちはこの制度に従つて立休河川区域というものにしてまいりたいと思つております。

次に、保全区域になるわけですが、河川区域があれば保全区域があるというのが理屈の上では当然であります。実態としては、保全区域というものは数からいってほとんどございせん。理屈の上では保全区域がなければならぬ、あつても不思議ではないんですが、実態から見ますと、現在道路の下にあるトンネルのところは保全区域がかつておるといふケースはごくまれでございまして。

したがしまして、そういうものをどうするかということになるわけですが、改めて保全区域をかけるかどうか、トンネルのところは立休河川区域にして、ないけれども今後新たにかけるかどうかにつきましては、これは個別の一つ一つ事情を見ながら考えなければならぬと思つておりますので、今一律にかけるだとかかけないだとかいふふうにはなかなか申し上げられない状況でございまして。

〇上田耕一郎君 先ほど区分地上権の話がありましたけれども、何割かと言われたですね。これは区分地上権を設定すると規制がうんとかかるのでかなり高かつたろうと思ひますが、今後はかけるにしても安くならぬですか、地上権の。

〇政府委員(豊田高司君) 従来ですと、丸っぽと申しますか一〇〇%で、土地代それからそこに家がある場合にはその補償、家屋の移転から含めて補償全部、土地代も補償も全部かかるわけでございますが、今回のものは家屋の移転は伴いませんから補償は要らないではないかということが言えます。

ですから、次には土地代が何らかの制約を受けるわけでございます。その土地代の何割かを支払ひして契約することになつて、支払つて区分地上権を取得することになるわけでございますが、これが何割かというところ、これでも一律に申し上げられませんが、深いところ、浅いところ、大きい小さいかによつてまちまちでございまして、一〇〇%に近いものからかなり小さいものまでいろいろな範囲で分布するだろうと思つております。

〇上田耕一郎君 保全と予定の方は今のような区分地上権の設定は要らないですね。だから、所有者に了承を得る必要はない。そうしますと、これは住宅地にいきなり河川予定地が決まるなんというところはあり得なかつたんだが、ほとんどあり得なかつたが、今後は相談なしに指定できるわけでしょう。そうすると、住んでいる地下に予定

立体区域が指定されるということが起き得るわけ
です。

それで、たとえ指定されても通常の土地利用に
は制限はない。しかし、今ちょっと土地代のこと
を言われたけれども、地価が下がってしまうと
か、それから新しい建物が建てにくくなるとか、
やっぱりそういう問題はあり得るわけです。だか
ら、今の区域指定には影響が小さくても、民有地
の地下で河川整備をどんどん進めるといふこと
になりますとさまざまな問題が発生するおそれ
があるんじゃないかと思ひますので、ひとつ十分住民
の理解と合意を得て進めるように要望したいと思
うんですが、そういう予想はいかがでしょうか。

○政府委員(豊田高司君) まず、この立体河川を
しなければならぬ理由というのは、地上の川が
あふれてどうしようもないという状況からまずス
タートするわけでございますから、その地域の皆
さんの何とかしてほしいという要望を担って計画
するわけでございますから、その地域の皆様方の
理解と御協力がなければ当然できないわけでござ
います。一方的に地元の方が要望していいものを
をこ通しますと、こういうわけにはまいらな
いし、その必要もないわけでございまして、地上
の部分が、既存の川があふれている、困る、何と
かしてほしいということからスタートするわけで
ございますから、当然皆さんの理解は得られるも
のだというふうに思っております。

ただ、おっしゃいましたように、そうかといっ
てある日突然一方的にというわけにもまいらな
いわけでございますから、当然、事業計画などの追
加については十分しながら理解と協力なりを得な
ければならぬというふうに考えております。

○上田耕一郎君 次に、信濃川河川敷の問題を質
問したいと思います。

りますし、きょうは時間ありませんので、とば
口ですけれども、幾つか質問したいと思ひんで
す。

あれは七十二ヘクタールの膨大な土地だったん
ですけれども、北半分は二人の勇気のある農民の
裁判と市民の世論で八億円で長岡市のものになり
ました。私も何回か見に行きましたけれども、す
ばらしくなりました。長岡造形大学、ハイパ長岡、こ
れは産業交流会館、県立近代美術館なんか建って
います。残ったのは南半分三十六ヘクタール、
約十坪あるんです。それがファミリードームN
AGAOKAという、一部にこういう大きなレジ
ヤランド、こういうドーム風の、(資料を示す)
こういう計画が出されて、一体これは本当に
公共事業という原則に沿ったものなのかどうかと
いうことが今問題になっている。着工はバブル経
済の崩壊でちょっと延びているようですけれど
も。

経過はもう一々よろしいんですけれども、南半
分の土地については、七七年九月二十七日のこの
長岡市と室町産業との覚書で「公益性の強いもの
を主体に」と、事前に市長と協議することが決
まりました。同じ年の十月三十一日に、建設省河川
局長の長岡市長あての文書で、市長が同意する
ときには河川局長と事前協議するということが決
まっています。これが一つです。

このファミリードームNAGAOKAの計画に
ついてはここに議事録があるんです、長岡市議会
の議員協議会。これは日浦市長が、「今月四日両会
社に対し同意を与えることにした。なお、このこ
とについては、建設省とも事前に協議している。」
というのを九三年十一月二日の議員協議会で報
告しているんですよ。

建設省は協議を一体受けたのか、同意したの
か。こういうファミリードームという営業的なも
のですね、これが公共利用に沿ったものと一体判
断したのか、これを局長にお伺いします。

○政府委員(豊田高司君) 経緯につきましてはも
うわかっているからよいということでございます
ので省略させていただきますが、おっしゃいまし
たように五十二年九月二十七日に長岡市と室町産
業が覚書をつくっております。

その中の内容は今御指摘があったとおりでござ
います。このことにつきまして、平成四年一月
九日に、この土地の利用計画の変更について長岡
市が室町産業に同意を与えています。このことに
つきましては、この土地を運動・健康ゾーンとし
て利用するものであるということでございますし
て、建設省との関係で申し上げますと、建設省は
平成三年十二月二十一日付で河川局長から長岡市
長あてに支障のない旨を回答しているわけござ
います。

○上田耕一郎君 もう一度日付を言ってください
、回答は。

○政府委員(豊田高司君) 建設省河川局長から長
岡市長あての回答の日付は、平成三年十二月二十
一日付でございます。

○上田耕一郎君 ちょっと局長、余り経過を知ら
ない。

これはそういうふうに一回して、その後またこ
れが出てきたんですよ。これ、だから平成五年十
一月二日ね。平成五年、つまり九三年、このとき
にこれを協議したと言っているんだから、これに
ついて、ファミリードームについて事前協議があ
ったと言っているんだから、これについて同意を
したのかということ。それはその前の覚書に基づ
くものだから。どうですか。

○政府委員(豊田高司君) この覚書について、協
議すべき内容を覚書締結時に当職と、河川局長と
協議してくださいと言ったものの内容は、土地利
用について協議してくださいということございま
して、したがって、長岡市長はこの三年十二
月二十一日以前に運動・健康ゾーンとして利用
してよろしいかどうかという協議がありまして、
今言いました日付でもって長岡市長に支障のない
旨の回答をしたものでございまして、その協議す
るかしないかという対象の内容は土地利用計画で
あるというふうに私も認識しているところでござ
います。

○上田耕一郎君 そが大問題で、井上章平さん
がいらつしやるけれども、井上さんが河川局長時
代、これよくやり合ったんです。

それで、議事録を持ってきたんです。つま
り建設省は、土地利用計画について事前協議だ
と、その後は事前協議は要らぬのだという立場な
んですよ。しかし、土地利用計画が決まっても、
このとき決まったのも、ビジネスゾーンだとかフ
イジカルゾーンだとか、そういう一般的なことは
決まるわけですよ。さあ、そのフイジカルゾーン
に何を建てるかという、こういうものが建つわ
けだから、これが新しく出てきたわけだ。これに
ついては、さあ、こういう新しく出てきたものは
どうかどうかということで大分やり合った。当時
の水野建設大臣は、「本件の土地に關しましては、
今回の計画に沿った利用が図られていくものと考
えておりますが、私もどなたもいたしましても慎重に
その推移を監視をしていきたいと、かように思っ
ております。」、こうお答えなんです。

だから、いわゆる建設省の通達に基づく事前協
議、確かに土地利用計画かもしれないけれども、そ
れを事前協議で決めた以上、さてそれが本当に土
地利用計画に基づく具体的な計画なのかどうか、
土地利用計画に沿ったものかどうか、これは責任
あるわけですよ。だから、水野建設大臣は「慎重に
その推移を監視」と、私に詰め寄られて大臣
として答弁されておられるんだから。ただ、平成
三年にあなた方が事前協議で承認したものに沿っ
たかどうかというのは、これが具体的に出来た
とき、当然やる必要があるんですよ。

私は、この問題、去年の一月に建設省の課長補
佐の方を呼んで聞いたんです。そうしたら、事前
協議の対象ではないが市から連絡はあった、資料
は見ている、土地利用計画に反するものではない
、以上について河川局長に説明してあるという
レクチャーを私はちゃんと受けているんだから。
そうでしょう、どうですか。

○政府委員(豊田高司君) 長岡市からの、これは

協議の対象にはなっていないというのは先ほど申し上げましたが、しからば説明に参りたいというものを聞く必要がないということでは毛頭ございませんで、聞いております。おっしゃいましたように担当者は聞いております。

その結果、長岡市の説明によりますと、このフアミリドームNAGAOKAというものは、この土地利用計画に基づいて建設する施設である。それから、これは老若男女を問わず家族ぐるみで年間を通じて利用することが出来るスポーツ、レジャーの複合施設であるということ。したがって、健康維持、体力増進それから余暇の利用と交流の場として市民並びに周辺住民の利用が期待される。それから、そういうことであるから、長岡市発展の見地から市民全体の利益を優先するものと判断できるものであるということと聞いておるわけでございます。

したがって、長岡市長は適正に判断されておるものと思っておるわけでございます。

○委員長(合馬敬君) 上田耕一郎君、時間が来ておりますのでまとめてください。

○上田耕一郎君 はい。もう時間が来ましたので、最後に。

大臣、経過は大体こういうことなんです。これについては、参議院の本会議で七五年六月六日に内閣警告決議というのがあるんです。もう一つは、社会党の宮之原議員の質問に対して三木首相が答えている。三原則といまして、暴利は得させない、譲渡する場合は原価プラス費用と金利、土地利用は公共優先。これは福田首相も確認している。

だから、参議院本会議、それから行政府の担当者がこういう原則を決めていて、それで建設省としてもこういう土地利用計画、事前協議とか、それも監視とか決めているんだから、建設省としては大臣、やっぱり土地利用計画に沿ったものであるかどうかということは、こういう内閣の態度、本会議の決議に基づいて、関心を持って今後とも慎重に監視していくという態度をお続けになると

思いますけれども、最後に、大臣のお考えをお願いします。

○国務大臣(野坂浩賢君) 上田先生やそれぞれ関係者の皆さんがきょうは御会合でございましてので、私はなつたばかりでございまして十分ではないと思っております。

確かに、お話しになったように、参議院の本会議それから三木総理が御答弁になっておる。公益的な事業ということが指摘をされておるわけです。暴利をむさばらないと。ただ、もう二十年たつております。この中で、今河川局長が申し上げましたように、この施設というものは、フアミリドームというものは一体どうなのか、健康の維持だとかあるいは家族団らん、家族と一緒に遊べるというふうないろいろなことで、土地利用計画については話をすればそれでやむを得ぬではないかという事です。

おっしゃる通りに、参議院の本会議では特に、非常に重要だというふうに、「要当な行政措置を講ずべきである」という本会議の決定である。三項目の三木総理の御答弁、そういうものを重く受けとめまして、三十六ヘクタールという南半分について土地利用計画については十分に関心を持ってこれからの対応をいかなきゃならぬ、そういうふうな思っております。

○上田耕一郎君 終わります。

○西野康雄君 私、この河川法を一部改正する法律案には賛成でございます。都市型洪水というものが随分と起きております。そういう中で地下河川、これは河川という概念でとらえるよりは排水溝としてとらえた方が一番適当ではないかなと思ふんですが、局長の答弁を聞いておまして、地域の方の意向を十分に尊重して、ある日に一方的につくるんじゃないという、そういうふうなことも十二分に理解をいたしております。なぜその論理が長良川河口堰に生かされないんだらうかというふうな思ひもいたしております。

事治水に關したならば、引き堤をするとかあるいは堤防をかき上げるだとか、それができないからしゅんせつをする、しゅんせつをするとか海水が上がつてくるんだと。それならば、地下河川をつくつたらええやないか、堤防の下に大きな土管を埋めたらええやないかというふうな論理が一つでございましてまいりましたので、まことにこの河川法の改正は結構だなど、一つ反対の論拠が十二分に加わつたと思つておる次第でございますが、今後、そやから住民運動のときにノウハウとしてこれを与えたらええわけでございますから、こう言うときまた対策を講じるでしょうけれども、答弁のね。

洪水のことに關しては、もう皆さんお聞きでございますからあえて聞きません。しかし、洪水と同時に大事なことは、ダムの貯水率が五割ぐらいのところもあるということですから、そうすると、やはりダムをもう一度蘇生させる、よみがえらせる、いろいろと実験も試みておられることは承知をいたしておりますが、堆砂ですね、ダムのところ随分と砂がたまつておるということですから、ダムをもう一度蘇生させるということが重要なことかなと思つて、その対策についてお聞きいたします。

○政府委員(豊田高司君) 全国的な洪水状況についてはもう先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。まず、ダムの堆砂の状況について現状について御説明申し上げます。利水ダムを含めまして毎年毎年堆砂の状況を把握しているところでございますが、その状況は、まず容量、総貯水容量百万立方メートル以上について集計をしておりますが、平成五年度時点でダムの数は利水ダム、発電ダムなどを含めまして七百二十九ダム、ダムの総貯水容量が百七十三億立方メートルでございます。これは有名なフーバーダムの半分にも至つて

おりませんが、百七十三億立方メートルでございまして、堆砂量の合計は十一・九億立方メートルということでございます。堆砂の比率は六・九%という統計を持っております。

これは平均でございまして個別に見てみますと、特に発電用の利水ダムでは堆砂が著しいものがございまして、また、地域的に見ますと、地形・地質条件から中部地方のダムの堆砂が比較的顕著でございまして。

一般には、ダムというのは、多目的ダムの場合ですと、百年分の堆砂容量を見込んで百年たつて残つたところできちつと計画が成り立つようになつておるわけでございますが、それ以上に進んでおることも現実には特に中部地方ではございます。

そういう状況でございまして、たまつた土砂を取り除く工夫をいろいろやつておるわけでございまして、昭和五十四年度には貯水池保全事業という事で、ダムの上流に新しい小さいダムをつくりまして、そのダムの奥の方まで運ばれないようにいたしまして、そういう小さいダムをつくつておけばすぐ取れる、そうすると堆砂が防げるという事。それから、骨材として利用するというような事業をやつております。また、六十二年度からはダムリフレッシュ事業という事業も行つておるところでございまして、それからもう一つ、平成四年度からはダムの異常堆砂につきまして災害復旧の対象になるようになりまして、そういうことで堆砂、たまつた土砂を除去することについてはいろいろと工夫をして今後とも促進してまいりたいと思つております。

○西野康雄君 実効の上がらうに鋭意努力をいたしたい。あちこちから異常堆砂のことは、もちろん局長もお聞きでしょうが、私も聞いておりますので、災害の面からもよろしくお願いをいたします。

ダム開港についてですけれども、最近も徳島県の人々が岡山県の方まで行つて、苦田ダムで、住民をどのように締め上げていったかというノウハウ

を開いているなんというわきも聞くわけでございます。

やっぱり、住民の意向というものを十二分に尊重するということが一番大事なポイントではないかなと思うんですよ。その辺、大臣、ダム開発に關してのいろいろな地域住民とのあつきというものをうまく解消していかなくやならぬと思うのですが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(野坂浩賢君) 先生が御指摘になられたとおりなんですが、ダムは大きな金がかかりますね。国民の血税を使うわけですから、慎重にやらなければならぬということは当然です。みんなが喜ぶダムをつくらなくやならぬ、そう思っております。

先ほど長崎県の話等もお話しになった。そういう意味で、やれば必ず反対もあるというのが不思議な現象でございますが、みんなが喜ぶように結果はなりますけれども、その過程ではある。

それで、国がやる場合は、県議会の決議、知事の意見、地域住民の意見、利水者の意見、こういうものを全部聞いて関係省庁と話し合つて事業を実施すると、手続的にはこうなっております。

ただ問題は、上流と受益者の下流の皆さん、そういう方々と、特に水没されるところの皆さんの犠牲というものは人にはわからない犠牲だと思ふんですよ。だから、これらの皆さん方の意見を聞かなければならぬかスムーズにいかない、こういうふうな点があるかと思っております。したがって、徹底して話し合いをしながら、理解と協力を得ていかななくやならぬ。

こういうふうな、ダムの建設や今あなたが冒頭にお話しになった河口堰の問題等を含めて、毎日考え苦しんでおるところでございますが、十分な話し合いを行つて御協力をいただきながら、これからのダム建設というものは、国民の厳しい税金というものとそして今の財政状態というものを考えれば十分な対応をそれぞれしていかなくやならぬ、こういうふうな考えております。

○西野康雄君 毎日苦しんでおられると、苦しめていられる私としてはまことにつらいところでござい

ます。ただ、ダムの反対だとか、それは反対があるというのには不思議なことではないんです。やっぱりそれなりの理由なり根拠なりあるわけでございますし、ダム開発でその地域が発展するのとかいつたときに、決して発展はしていないという部分がたくさん事例としてあるわけで、逆の場合もあるでしょうけれども。だから、そういうものをきつちりと住民は学んできているわけですから、そういう中で反対運動というものはあるわけで、単にノスタルジーだとかそういうだけではもうこのごろは反対はしていないんじゃないかな、そんな思いを私いたしております。

河川法の中で、図を見てもありますとピロテ式の建物が載っておりますが、今回の大震災で一番被害に遭つたのはどういう建物かというところ、ピロテ式の建物なんです。結構被害に遭つております。駐車場にしているマンションなんか倒れたりしております。どうもこの耐震性というものの、簡単に図でばつとやっておりますけれども、ここは大変重要なポイントではないかなと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(豊田高司君) 神戸で大きな被害を受けられましたと私どもが聞いておりますのは、いわゆるげんたき住宅で一階部分の壁の部分が少ない、店舗にする関係上できるだけ壁を少なくしているというふうないわゆるピロテ型の構造物が、その一階部分の壁が少ないために柱が曲がったり折れたりしたということは私も聞いております。

ただ、そつち方面の専門家ではございませんで詳しくはわかりませんが、今回私も考えておりますピロテ型といひますのは、絵では確かに建物の下が空間になっておりますが、下半分はおおむねほとんどの場合は地面の中に入つておりまして、それが空中に浮いておるわけではないというのが一点。

実際に、先ほど大変ピロテ型は数が少ないと申し上げましたが、実際に現在そういう状況のもの、ピロテ型型になっておるものを調べてみますと、実は二例ほどございまして、これは妙正寺川の第一調節池というところで、住都公園の建物の下が調節池になっておる。これを見ていただいたらわかりますように、これは先ほど問題にされましたげんたき住宅のようなピロテ型とは相当違ひまして、頑丈に何列にも何列にも柱がこう入つておりまして、そこは建築基準法に基づく荷重と、さらにプラス水の荷重と両方を足し合わせて設計されておるということで安全だと考えておりますが、今回の地震を契機といたしまして、さらに検討すべきものは検討し、必要な対策があればやつていかなければならないと思つております。

○西野康雄君 大相撲が曙の優勝で終わりました。昔は川の名前のつく力士が随分といたんです。今は幕下あたりまで調べてもほとんどおりません。三段目ぐらゐに一人おつたかなという程度でございまして。それだけ、川というものが人々から自然との兼ね合いの中で親しみがなくなつてきているんだなというふうなことも感じるわけですね。

やはり局長もそうでしょうし大臣もそうでしょうけれども、そういう国民が一番愛しているスポーツの一つである相撲で川の名前のしこ名が消えていくというのは大変寂しいことで、だから、川に対してのいろんな、国民との間を遮断するのではなくて、もつとどんどん親しみを持つようなそういうふうな河川づくりをしていただきたいなと思ふんです。

最後に、スパー堤防は今どういふふうな進捗状況になっておりますか。
○政府委員(豊田高司君) お答え申し上げますと、これは利根川、荒川、江戸川等の五水系六河川におきまして全体八百キロを行うこととしておりますが、平成五年度末では十四地区、延長四・五キロが完了しております。平成六年度では三十五地区、延長十七・八キロを今実施中でござい

ます。今年度中には二地区、延長わずかでございますが、四・四キロが完成いたしまして、合計二・九%、二十三・九キロを今予定しております。

このスパー堤防につきましては、今度の地震におきましても大変有効であつたということがわかつておりますので、こつちの方面に力を入れてまいりたいと思つております。

○西野康雄君 終わります。
○委員長(合馬敬君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(合馬敬君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

河川法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(合馬敬君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野坂建設大臣。
○国務大臣(野坂浩賢君) 河川法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますので、ごさいいます。
ここに、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。
○委員長(合馬敬君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(合馬敬君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時七分散会

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第三一七号)(第三二二号)(第三三二号)(第三四八号)

第三一七号 平成七年三月三日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(二通)

請願者 熊本県人吉市紺屋町五九 能津大八郎 外一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二二号 平成七年三月六日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡多良木町大字多良木一、七〇九ノ三 弓削田米記 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三三二号 平成七年三月八日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(二通)

請願者 熊本県球磨郡多良木町多良木一、四〇一ノ三 坂本直子 外一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四八号 平成七年三月九日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(二通)

請願者 熊本県人吉市下原町瓜生田三三

紹介議員 紀平 梯子君
〇ノ二 福田辰雄 外一名

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第三五六号)(第三七五号)(第三八二号)(第三八六号)(第三九二号)

第三五六号 平成七年三月十日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(二通)

請願者 熊本県球磨郡五木村甲六、四〇四ノ四 富田美紀 外一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七五号 平成七年三月十三日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願

請願者 熊本県球磨郡上村大字上一、三五六ノ二 上淵徳光

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八二号 平成七年三月十四日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(二通)

請願者 熊本県宇土市神馬町三一四 林田満広 外一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八六号 平成七年三月十五日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(二通)

一 谷川美代 外一名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九二号 平成七年三月十六日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(二通)

請願者 熊本県人吉市五日町七〇 西窪こ

紹介議員 紀平 梯子君
とみ 外一名
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

平成七年四月五日印刷

平成七年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K